

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190905	ヒラヌマ運輸株式会社 法人番号(7250001004407) 代表者平沼政夫	山口県山陽小野田市大字津布田1704-2	本社営業所	山口県山陽小野田市大字津布田1704-2	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項及び第24条	酒気帯び運転で事故を起こしたことを端緒として、平成31年2月13日および同年3月8日に監査実施、10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項違反(安全規則第8条第1項)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条第1項)(7)事故記録の記録事項違反(安全規則第9条の2第1項)(8)運転者台帳作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者台帳記載事項違反(安全規則第9条の5第1項)(10)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(貨物自動車運送事業法第24条)	8	8
20190927	株式会社仲栄運輸 法人番号(5240001039307) 代表者生田俊伸	広島県尾道市高須町133-6	本社営業所	広島県尾道市高須町字西新涯5664-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第11条、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成31年2月15日、同年3月1日及び同年3月8日に監査実施、9件の違反が認められた。(1)運送約款等の掲示違反(貨物自動車運送事業法施行規則第13条第1項第2号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(4)点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(5)点呼記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項違反(安全規則第8条第1項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運転者台帳作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者台帳記載事項違反(安全規則第9条の5第1項)	2	2